

令和2年11月18日

第5回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和2年11月18日(水) 午後1時00分
2. 会 場 市民会館 第2ホール
3. 出席委員 21名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      3番 柴山 栄重  
4番 吾妻 良博      5番 加藤 良子      6番 中村 謙一  
7番 野崎 俊幸      8番 浪岡 真澄      9番 油井 妙子  
10番 渡邊 俊春    11番 大宮 篤司    12番 菅野 善晴  
13番 菱沼寿美恵    14番 渡邊 正芳    15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子    17番 関 健一      19番 安田 善喜  
20番 黒澤喜久夫    21番 齋藤 貴裕    24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員      18番 高橋 守保    22番 阿部 哲也    23番 穴戸 薫
6. 事務局の出席者  
事務局長 高橋 善則  
次長兼庶務係長 野田 昌宏      主 査 渡辺 正典  
農地係長 猪本 由美子    主 査 五十嵐 紀子

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について
- 第8号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長 会長職務代理	ご案内の時間となりましたので、大宮篤司会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。 (会長職務代理から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますが、会長欠席のため会長職務代理に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
農地係長	18番：高橋守保委員、22番：阿部哲也委員、23番：宍戸薫委員より欠席の旨届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第5回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 5番：加藤良子委員、16番：古関恵子委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の渡辺主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日15時00分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日15時00分までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
農地係長	【議案第1号から報告までを上程する。(105件)】 合計105件、令和2年11月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
農地係長	2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転12件、貸借権設定1件の計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号2番、整理番号1番から5番の5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
14番	議長14番(発言を求める。)
議長	14番(発言を許可する。)
14番	整理番号4番については、私の申請に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。14番、渡邊正芳 委員、一時退席願います。 〔14番：一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番(発言を求める。)
議長	7番(発言を許可する。)

7番 整理番号1番から5番までご説明いたします。内容については調査書のとおりでございます。整理番号1番は、譲渡人が相続でこの土地を取得したものでありますが、遠距離であり保全管理が難しく、近くに住む譲受人に譲渡することで合意したものです。譲受人はそこで野菜を栽培する予定で、近所との交流もあり手伝いも見込めることから問題ないと判断しました。整理番号2番は、8月の議案で新規承認された案件の追加申請です。譲受人は、譲渡人の隣に住んでおり、野菜を作る予定です。周辺の農地に支障はありません。整理番号3番4番については、家族内の贈与であり、今後とも継続して家族内で農業を進めるということです。問題はございません。整理番号5番は、祖父から孫への土地の贈与で、今後はぶどうを作付けする予定で、周囲の協力も得られることから問題ありません。すべて区域協議会で承認されました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号6番の案件ですが、譲受人は、この土地が自宅入口の畑であることから、面積は少ないですが、ここで野菜等を栽培するとのことです。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号7番について、譲受人の家の前に譲渡人の農地があり、今まで借り受けて耕作していたが、今回買い受けるということでもあります。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号8番から4ページ13番の6件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号8番9番10番については、譲受人が同一ですのでまとめて説明します。譲受人は新規営農開始で、この土地で牧草を栽培する予定であります。8番の10a当りの価格が、かなり安くなっていますが、一部耕作放棄地があり、梨の棚の残骸を撤去する費用を勘案して他と差をつけたと聞いています。作物は牧草で、新規営農なのですが、牧草の納入先も近隣の牧場に決まっているそうです。なお、会社経営となっているのは、二本松で農業法人を経営されている方と聞いております。次の11番は、譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人の息子さんは、年中、実家の手伝いに来ておまして、今回一部を所有権移転するという事で、特に問題ないです。12番は、空き家と共に取得する農地でありまして、下限面積が緩和された案件です。この農地は、住宅に付随しておりまして、住宅を通らないと畑に入れない状況でありますので、例外規定に照らし合わせて特に問題ないです。13番は、譲受人の住所は下鳥渡ですが、経営の基盤は庄野で、果樹農業をされている方です。周辺に農地があるところで経営規模を拡大したいということですので、特に問題ないです。以上、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。

14番、渡邊正芳委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

〔14番：入室、着席する。〕

議長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転7件、賃借権設定3件の計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番及び3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番については、建設業者への賃借で、期限付きです。阿武隈川の河川工事で、令和3年5月31日まで一時転用するものでございます。周辺の農地に支障なく、問題ありません。2番については、近所に住宅が点在しているところで、周辺の農地に支障はなく、問題ありません。3番は、住宅の建て替えの計画をしたようですが、その実測の際に、隣にはみ出していたことが分かり、その部分を転用し、正式に建て替えを進める申請です。周りの農地に支障はなく、問題ありません。いずれも区域協議会では許可相当と判断されております。ご審議よろしく申し上げます。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	9番（発言を許可する。）
9番	整理番号4番は、3筆、面積にして、80.83㎡ですが、電気事業会社による休憩所及び資材置き場として一時転用するものです。令和3年3月31日までの転用です。5番については、農地が道路で分断され、周囲が宅地化してきており無償で所有権移転するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号6番については、周りは住宅化しており、問題なしと区域協議会で判断いたしました。7番も周りは住宅化しており、こちらも区域協議会で問題なしと判断されました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	19番（発言を許可する。）
19番	整理番号8番は、JR上り線金谷川、松川間の工事関係で、来年3月までの一時転用です。9番は、場所がJR松川駅と4号バイパスの間で、宅地化しております。近隣の農地に影響はないと判断しています。いずれの件も区域協議会で問題なしと判断されました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	道路敷地へ転用する理由は何でしょうか。
事務局	議長、事務局（発言を求める。）

議長	事務局（発言を許可する。）
事務局	以前、住宅を建てたときは通行に不便ではなかったが、その後に地域住民からの要望があつて、町会から要望書が出ております。それに対して、譲受人の事業所が今回の申請地を通れるように転用申請したものです。
議長	よろしいでしょうか。
1 番	わかりました。
議長	その他、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	その他、ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号10番は、昔りんご畑でしたが、30年以上耕作放棄されており、現在は雑木林になっています。ここは傾斜地ではなく、周辺農地もありません。近隣農家に太陽光パネル設置について説明会を開いて承諾を得ている案件ですので、第2種農地でもあり、区域協議会では、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から10番までの10件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	7ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画の内容が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	19番（発言を許可する。）
19番	整理番号1番について、除染作業関連であり、何回も延長されておりますが、除染が終わるまでは致し方ないかと思っております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 8ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号4番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号1番については、11月に農業委員・推進委員・事務局の3名で現地調査を行いました。場所は、すりかみ亭大鳥から茂庭に向かい、穴原の手前を左の方に入り、摺上川の支流の小川の砂防ダムの奥です。そのような場所で長年耕作しておらず。区域協議会では、願ひ出のとおり山林化していると判断したところです。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号2番について、ほぼ50年近く耕作されていません。10月に農業委員・推進委員・事務局の3名で現地調査しました。道路沿いではあるのですが、以前宅地だった屋敷林が生い茂るなど周囲も山林化しております。農地への回復はほど遠い状態で山林と判断し、区域協議会でも承認されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願



出についての案件は、耕作者自らが 200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求め。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号1番については、農業委員・推進委員・事務局の3名で現地を確認したところ、概要のとおり農業用倉庫として建っていることを確認してきました。区域協議会でも問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が9件、23,573 m<sup>2</sup>、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。

議案書11ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。

よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求め。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番については、JAからの移行であります。利用権の設定を受ける者は、地域で中核的な専業農家であり、適正に農地を管理しているため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から4番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求め。）

議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号2番3番4番については、いずれも設定を受ける者が同一です。この方は、兼業農家でしたが、昨年会社を定年退職されて、現在は専業農家として頑張っています。近隣の高齢で耕作困難な土地を引き受けて規模拡大している状況です。地元でも頼れる存在であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号5番及び6番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	9番（発言を許可する。）
9番	整理番号5番6番は、設定を受ける者が、稲作の大規模化を進めている方で、耕作放棄地も含め間違いなく耕作できると判断し、区域協議会では問題なしとされました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号7番及び8番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	19番（発言を許可する。）
19番	整理番号7番については、利用権を設定する者のお父さんが亡くなったので、息子の名前で利用権の設定を受ける者に貸すことになりました。8番は、利用権を設定する者が自分で耕作していましたが、体を悪くして調子が悪いので、利用権の設定を受ける者に耕作してもらうもので、何ら問題なく、いずれも区域協議会でも問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号9番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号9番は、備考の欄に報告第4号関連とあるように5年前に3条申請で契約された水田を契約の更新に伴って、中間管理機構を仲介した10年に変更した件で、何ら問題なく、区域協議会でも承認されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 13ページをご覧ください。議案第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。変更に当たっては、調査書のとおり、内容が農地法における転用基準を満たしているものと考えられます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番については、分家住宅の新築の件です。この辺りは住宅地であり、周囲の農地にも全く影響はなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号2番については、分家住宅で、周辺農地に影響がないと区域協議会で判断されました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号3番4番について、関連がありますので一緒に説明します。3番と4番の変更申出

者は兄と弟の関係で、弟が分家住宅の建設にあたり進入道路がないので、兄の畑をそれに使うということです。第一種農地ではありますが、周辺営農には支障がなく、区域協議会でも除外相当と判断しております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおりと決定いたします。

事務局長 議長、事務局長（発言を求める。）

議長 事務局長（発言を許可する。）

事務局長 追加の議案がございますので、ここで委員の皆さんに配布してもよろしいでしょうか。

議長 はい、分かりました。

〔「議案書（追加）」を配布〕

議長 ここで、お諮りいたします。

只今、「福島市農業委員会の委員の辞職願に伴う農業委員会の同意について」の議案が、提出されました。これを議案に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、よってこれを議案に追加し、直ちに議題といたします。

それでは、追加議案第1号「福島市農業委員会の委員の辞職願に伴う農業委員会の同意について」につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議長、事務局長（発言を求める。）

議長 事務局長（発言を許可する。）

事務局長 それでは、追加議案第1号「福島市農業委員会の委員の辞職願に伴う農業委員会の同意について」をご説明いたします。令和2年10月28日付けで、第18番委員から、福島市長宛に令和2年11月30日をもって辞職したい旨の「辞職願」の提出がございました。農業委員会等に関する法律第13条第1項には、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されておりますことから、本委員会の辞任の同意を求めるものでございます。

辞任の理由であります、「一身上の都合」ということでございます。

事務局といたしましては、ご本人の意思を尊重し、辞任は致し方ないものと考えているところでございます。なお、本日の当委員会の議決の後、市長の同意をもって、正式に辞任という運びになるものでございます。事務局からの説明は、以上でございます。

議長 事務局からの説明がありました。只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご質問ご意見は、ございませんか。

20番 議長 20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 その後の欠員等の取り扱いはどうなりますでしょうか。

事務局長 欠員による委員の補充ですが、農業委員は、農業委員会法8条の規定により、議会の同意を得て、市長が任命しております。欠員が生じた場合は、農業委員の選任規則第7条にあります、通常の選任の手続きに基づき、補充するよう努めるものとするという規定があります。それで、補充に向けて、担当部である農政部で準備を進めるとの確認を取っています。なお、選任の方法は、通常と同じ方法で行います。推薦募集の期間を取って、選任の手続きを取るようになります。

議長 選任の方法は、説明のあったとおりで、我々が選ばれた時と同じ方法で選ばれることになります。

2番 ほか何かございますか。

議長 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 新しい法律になってから初めてのことだと思います。公職選挙法によって選ばれていたときには、1/3の欠員が生じたときと覚えています。これは、新しい法律に則ってということですね。例えばあと6か月とか短期間の場合でも同じような方法を取るのでしょうか。参考までにお聞かせ願えればと思います。

事務局長 新体制になりまして、平成28年12月に選任規則が制定され、第7条によってのみ規定されています。その規定は、欠員が生じた場合は、補充することを努めることとする文言です。旧体制では、42人の農業委員のうち、一般選挙で選ばれる方は36名、残りは推薦の方です。一般選挙の方は、旧農業委員会法第7条に規定があり、欠けた場合は、公職選挙法の規定を適用します。推薦の方は、旧農業委員会法第12条の規定があり、団体から推薦を行うとなっております。現在は、補充に努めるにとどまっているのが現状です。短期間の場合は、選任規則に規定はありませんが、農水省の資料を読み解けば、業務に支障があれば、補充に努めるとするとあります。

2番 よくわかりました。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 欠員の補充に関しては、早くして欲しいとの地域の要望があるのではないですか。市議会の議決が必要とのことですので、いつ頃になるのでしょうか。市議会の議決が遅ければ、市長の専決処分が必要と考えますがいかがでしょうか。

事務局長 議長、事務局長（発言を求める。）

議長 事務局長（発言を許可する。）

事務局長 欠員の期間を極力短くとのことですが、12月の下旬から規定により一か月間、推薦募集を行います。その後、部内の評価会による評点作業の後、農業振興審議会に諮問し、答申をいただき、3月議会に提出の予定であります。市長専決については、可能かどうかはありますが、そうならないように3月議会目指して事務を進めていきます。

1番 わかりました。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 確認ですが、推進委員が欠けた場合は、担当地区を持っていて欠かすことの出来ない存在であり、農業委員会会長からの任命であり、こういったスケジュールになるか参考までにお聞

事務局長 かせ願えればお願いします。

議長 議長、事務局長

事務局長 事務局長

事務局長 委員の選任については、当初と同じスケジュールで行うことが、農業委員会・農政部の立場でございます。

議長 選任については、考慮するところがあるかと思いますが、公正に実施していただければと思います。

その他、ご質問等ございませんか。

[発言なし]

議長 特に発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

それでは、追加議案第1号につきまして、採決を行います。挙手をもって採決します。追加議案第1号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 賛成多数。

追加議案第1号「福島市農業委員会の委員の辞職願に伴う農業委員会の同意について」は、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせて頂きます。報告を事務局よりお願いします。

農地係長 報告につきましては、議案書15ページ報告第1号から、30ページ報告第8号になります。議案書に記載のとおりとなりますので、お読み取り願います。

議長 それでは議長から、令和3年度農作業賃金・農作業料金標準額の設定について、経営近代化対策小委員会へ付託をいたしますので、安田善喜小委員会委員長ならびに小委員会委員の皆様には、区域協議会において事務局から説明した日程に従い作業を進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

これで本日の議事を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。

これで、第5回総会を終了いたします。

(午後2時15分)

令和2年11月18日

これは、福島市農業委員会第5回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会長職務代理

---

議事録署名人5番

---

議事録署名人16番

---